

地域活動車使用について

使用者は、下記の車両ごとにおける使用厳守事項をお守りください。
使用願ひ、使用日の20日前までに提出してください。

マイクロバス使用時の厳守事項について

- 社会福祉協議会会員であること。
- 使用できる時間は7時間以内とし、使用許可に記載された使用時間を厳守してください。(運行範囲：兵庫県内及び近隣府県)
- 車内でのアルコール類の飲用及び、飲用しての乗車もできません。
- 使用時に発生した車内のゴミ類は、使用者が持ち帰りください。
- 使用団体の不注意により、車両に損傷を与えた場合、使用団体の責任において賠償等するものとする。
- 乗車できる人数は、10名以上28名以内です。
- 車内には、冷蔵庫はありません。
- キャンセルは、前日までにすること。万が一連絡が当日になった場合は、集合地点までバスが行くので、そこまで来て伝えてください。
- 利用当日の行程表の変更は、できませんのでご了承ください。

その他の地域活動車使用時の厳守事項について

- 使用后、車内・外を必ず洗車・清掃しゴミは使用者が持ち帰りください。
- 使用申請に記載された使用時間は必ず厳守してください。
- 事故・損傷が発生した場合、使用団体の責任において処理するものとする。

マイクロバスの使用目的の基準

このマイクロバスの管理費（任意保険、車検等）は、市民の皆さんにご協力いただきました赤い羽根共同募金の配分で維持されています。使用分の経費については、利用者負担としています。

また、地域福祉推進を目的にマイクロバスを保有しています。従って下記の項目に該当する使用目的のみ使用していただけます。

下記の項目以外の使用においては、民間事業所等のバスをご利用ください。



【使用目的】

- グループ員以外の特定対象者に対して行う事業・行事
- 公益活動を目的に活動しているボランティア・市民活動団体が目的達成のために必要な学習
- 公益活動を目的に活動しているボランティア・市民活動団体が同じ目的で活動する県内グループとの交流研修
- グループが行なえる技術等を活かし、他者からの依頼（グループ員以外）に対して行う事業・行事
- 障がい者団体の事業・行事
- 自治会が主催する事業・行事
- 小・中学校の総合学習

■ 運転業務負担金

下記の負担をお願いします。

運 転 業 務 負 担 金 (負担金は、使用后1週間以内に納入してください。)	
基 準	申請されたマイクロバス出発地点から到着までの使用実時間で計算します。 (30分 800円)